

【指定介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム「憩いの丘」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています

[岡山市指定 第3370102158号]

当施設は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、了解しておいていただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方、また「要介護1～2」の認定であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして特例的な施設への入所が必要な方が対象となります。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部岡山県済生会
法人所在地	岡山県岡山市北区国体町2番25号
電話番号	(086) 252-2211
代表者氏名	支部長 山本 和秀
設立年月	昭和27年5月26日

2. ご利用施設

施設の種類	指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定<岡山県第3370102158号>
施設の目的	老人福祉法並びに介護保険法の趣旨に従い、施設入所サービスを希望される方の日常生活援助を行うことを目的とする。
施設の名称	特別養護老人ホーム「憩いの丘」
施設所在地	岡山県岡山市北区日近 1807 番地
電話番号	086-295-1155
施設長名	秋 山 敏 夫
運営方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つサービスの提供。 2. 自立を促すため、個々の能力に応じた援助の実施。 3. 明るい家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるように努める。 4. 地域や家庭との結びつきを重視し、関係者の協力を得ながら地域に根付いた生活ができるように努める。 5. 関係行政機関、介護保険事業者、福祉団体、地域住民、家庭等との連携に努めより良い施設サービスの提供に努める。
開設年月	昭和47年5月1日
入所定員	120名

3. 居室の概要

居室・設備				室数	備考
1	人	部	屋	16 室	
2	人	部	屋	14 室	
4	人	部	屋	24 室	
静	養		室	1 室	
合			計	55 室	
食 堂	大 ・ 小			各 1 室	
談 話	コ ー ナ ー			4 コーナー	
機 能	回 復	訓 練	室	1 室	
多 目 的	ホ ー ル			1 室	
霊	拝		堂	1 室	
浴			室	2 室	
厨			房	2 室	
介 護	職 員		室	2 室	
医	務		室	1 室	
医	師 控		室	1 室	
事 務			室	2 室	
会 議			室	1 室	
相 談			室	1 室	
ボ ラ ン テ ィ ア ル			ー ム	1 室	
洗 濯			室	1 室	
職 員 食 堂				1 室	
職 員 更 衣			室	2 室	
エ レ ベ ー タ ー				2 機	
そ の 他 機 械 室 ・ 倉 庫 等				数機	

※居室の変更は利用者の心身の状況により行う場合があります。

4. 職員の配置状況・職務分担

＜主な職員の配置状況＞

職 種	常勤	非常勤
1. 施設長（管理者）	1 名	
2. 嘱託医師		3 名
3. 生活相談員	2 名以上	
4. 介護支援専門員	2 名以上	
5. 看護職員	5 名以上	
6. 介護職員	42 名以上	※嘱託医師 吉備病院 内科医師 岡山済生会総合病院 皮膚科医師
7. 機能訓練指導員	3 名	
8. 管理栄養士	1 名	

※職員は短期生活介護事業 定員 20 名を含めた配置にしています。

＜主な職員の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	内科（嘱託）：毎週 月・火・金 皮膚科：月 1 回（午前中）
2. 介護職員 （勤務時間帯における配置人員）	7：30～16：30 6名 8：00～17：00 6名 8：30～17：30 6名 9：30～18：30 6名 16：30～ 9：00 6名
3. 看護職員	8：00～17：00 1名 8：30～17：30 1名 9：00～18：00 1名 9：30～18：30 1名
4. 相談員・栄養士等	8：30～17：30 9名

＜職務分担＞

- | | |
|-------|---|
| 管 理 者 | ・施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。 |
| 生活相談員 | <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の相談・指導、家族・親族等との連絡調整、入退所に関する事務、施設サービス計画における生活相談員の役割等に関すること。 ・入所者の諸行事、レクリエーション等の計画、実施。 ・入所者からの苦情に対し適切に処理する。 |

介護支援専門員	・入所者の施設サービス計画及び関係者との協議（ケース会議）並びにサービス計画の見直し等に関すること。 ・新規入所者受入れのための状況把握及び関係者との協議。 ・入所者及び入所希望者の要介護認定並びに更新に関すること。
機能訓練指導員	・入所者の心身に応じた機能回復訓練及び集団訓練の実施。 ・入所者のレクリエーション、クラブ活動等の計画及びその実践。 ・リハビリ関係機器（歩行器、車椅子を含む）の管理に関すること。 ・施設サービス計画及び見直しへの参画。
医師（嘱託）	・入所者の健康管理及び診療、保健衛生に関すること。
看護職員	・医師の診療介助及び看護に関すること。 ・入所者及び職員の健康管理に関すること。 ・医薬品、医療機器の管理に関すること。
介護職員	・入所者個人の尊厳に配慮し、個々の状況に応じた日常生活の援助（食事、排泄、入浴、着替え、整容等）行い自立を促す。 ・居室内外の清掃、整理整頓に関すること。 ・入所者の所持品の保管、管理に関すること。 ・レクリエーション、クラブ活動の計画、実践。
管理栄養士	・給食献立、栄養計算をはじめ給食全般に関すること。 ・給食委託業者の指揮監督に関すること。
調理員（委託）	・給食調理全般。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 調理は日清医療食品株式会社へ委託しています。

（食事時間）

朝食・８：００～ 昼食・１２：００～ 夕食・１８：００～

② 入浴

- ・ 週２回入浴していただき、体調などにより入浴ができなかった方は清拭を行います。
- ・ 身体の状態により、寝たまま入浴出来る特殊浴槽、椅子にかけた状態で入浴する中間浴槽並びに手すりを使って歩いて入浴する一般浴を用意しております。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ おむつ使用者には時間を決めた定時交換と随時交換を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能回復訓練士等によりご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

- ・ 生活のリズムを考え、規則正しい日課、朝夕の着替えや整容を行うよう配慮します。

＜サービス利用料金 （1日あたり）＞

- ・「利用料一覧表」をご参照ください。ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額等の合計金額をお支払いいただきます。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度・居室に応じて異なります）

- ・介護サービスに要した費用のうち「適用期間」に応じた『介護保険負担割合証』の「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。
- ※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費と食費の負担限度額とします。
- ※ 食費・医療費等に該当しない物を必要とする場合、自己負担となります。
例）粘度調整剤、水溶性食物繊維含有食品 等
- ※ 入院・外泊の際、居住費は入院・外泊加算期間中までとなります。
- ※ 長期入院等の際、緊急な場合等において空床ベッドの使用につきまして、ご相談させていただきます。
- ※ 看取り介護加算は死亡日の属する月(月をまたぐ場合も)に負担して頂くこととなります。そのため、他施設・在宅・医療機関等にて看取られた場合には、該当月に当施設をご利用になられていない場合であっても、看取り介護加算のみ負担して頂くこととなる場合があります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、ご利用者の負担となります。但し、金額は変更する場合があります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 理・美容・・・月1回、理・美容師の出張による調髪、顔剃をご利用いただけます。
- ② 個人持ち使用の電気器具、在宅酸素を24時間使用している場合に要する電気代
- ③ 日常生活上必要となる諸費用（衣類・履物・眼鏡・補聴器・ラジオ・テレビ・イヤホン等）
- ④ 文書料

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用等は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払いください。

（利用日数に基づいて計算した金額とします）

- | | |
|----|--|
| ア. | 金融機関口座からの自動引き落とし |
| イ. | 下記指定口座への振込
【中国銀行】振込先：中国銀行 足守支店
口座番号：普通 1137521
口座名：岡山県済生会 常務理事 森本尚俊
【農 協】振込先：岡山市農業協同組合 足守支店
口座番号：普通 2537851
口座名：岡山県済生会 常務理事 森本尚俊 |
| ウ. | 施設窓口での現金支払い |

- ※「施設窓口」でのお支払い・金銭の取扱は、平日の営業時間内【8時30分～17時30分】での対応とさせていただきます。

(4) 入所中の医療の提供について

当施設は生活介護主体の施設です。

嘱託医により健康管理を行っていますが、入院治療が必要になられた際には、専門治療のできる病院へ受診、入院していただくことがあります。

その場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するもの、また診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

協力医療機関

医療機関名	岡山済生会総合病院
所在地	岡山市北区国体町2番25号
医療機関名	岡山済生会外来センター病院
所在地	岡山市北区伊福町1丁目17番18号
医療機関名	済生会吉備病院
所在地	岡山市北区高松原古才584-1

6. 施設を退所していただく場合

(1) 入所契約が終了する期日は特に決めていません。従って以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により心身の状態が自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 当施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者又は身元引受人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 当施設から退所の申し出を行った場合
 - ・入所時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ・故意又は重大な過失により、当施設の職員もしくは他のご利用者等の生命、身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、重大な事情を生じさせた場合
 - ・連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
 - ・ご利用者が他の介護保険施設に入所、入院した場合
 - ・ご利用者及び身元引受人がサービス利用料を請求後、正当な理由がなく1ヶ月以上滞納し、支払いを督促したにも関わらず、督促後1ヶ月以内に支払いをされない場合
 - ・当施設が、身元引受人が誠実に対応できないと判断した場合、また新たな身元引受人を要請したにも関わらず、新たな身元引受人を立てない場合

(2) 当施設を退所する場合には、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供の紹介

7. 緊急時の対応

事業者の嘱託医師、利用者の家族（身元引受人）に連絡を行い、協力医療機関等の協力を得て、医師の指示と家族の希望に従い対応します。

事業者の嘱託医	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部岡山県済生会 済生会吉備病院 高田 眞治、古藤 直紀
利用者家族	氏名 続柄 住所 電話番号 昼間 夜間 携帯
協力医療機関	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部岡山県済生会 岡山済生会総合病院 岡山市北区国体町2番25号 TEL086-252-2211 岡山済生会総合病院附属外来センター 岡山市北区伊福町1丁目17番18号 済生会吉備病院 岡山市北区高松原古才584-1 TEL086-287-8655

○ご利用者・ご家族の方から事業所への緊急連絡先について

事業所への 緊急連絡先	氏 名	特別養護老人ホーム憩いの丘
	住 所	岡山市北区日近1807
	電 話 番 号	086 - 295 - 1155

8. 事故発生の防止及び発生時の対応

1. 迅速な事故処理をします。
2. 利用者の家族、市町村等に連絡をとります。
3. 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
4. 再発防止策を講じます。
5. 事故の状況及び事故の際にとった処置について記録をします。

9. 身体拘束について

身体拘束の廃止に向けて施設全体で取り組んでいきますが、サービス提供にあたり、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束を実施させていただく場合には、以下の手続きを経ることといたします。

- ①「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件について、施設長、医師、看護師、生活相談員、介護職員等の参加したカンファレンスで検討し、判断させていただきます。
- ②本人様やご家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間や時間帯、期間等ができる限り詳細に説明させていただき、十分な理解を得るように勤め、同意を得させていただきます。
- ③その態様及び時間や心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録し、常に観察、再検討を行い、要件に該当されない状態の場合には直ちに解除させていただきます。

10. 虐待の防止のための措置について

入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のために次の措置を講じます。

- ・サービス提供にあたり、当該施設従業者又は擁護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

責任者 施設長 秋山 敏夫

11. 成年後見制度の活用支援について

当事業所は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援していきます。

12. 非常災害時の対策について

当事業所は、非常災害に対し日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講じます。また、非常災害に備え、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。

13. 残置物引取人

入所締結にあたり、身元引受人・残置物引取人を決めていただきます。

入所終了後に当施設に残された所持品をご利用者自身が引き取られない場合は「残置物引取人」に引き取っていただきます。

14. 苦情等相談の受付について

＜当施設ご利用相談室＞

責任者 施設長 秋山 敏夫

窓口責任者 生活相談員 大地 伸治・高田 美貴子

対応方法 苦情の申出⇒苦情受付担当者⇒関係者で話し合い
⇒未解決は苦情解決責任者や支部事務局へ相談

ご利用時間 月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

ご利用電話 (086) 295-1155

面接受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～17時（祝祭日の場合は除く）

○ 苦情受付ボックス（みなさまの声）を玄関に設置しています。

○ 第三者委員を委嘱しています。

佐々木 基彰（弁護士） TEL 086-226-1215

草野 候一（第三者委員経験者） TEL 090-4800-4657

＜行政機関その他苦情受付機関＞

岡山県国民健康保険団体連合会	TEL：086-223-8811
岡山市事業者指導課施設係	TEL：086-212-1014
岡山県運営適正化委員会	TEL：086-226-9400

15. 留意事項

- (1) 利用に際し、次の各号に掲げる事項を守らなければならないこととする。
- ① 火気の取り扱いに注意し、喫煙、飲酒はしないこと。
 - ② 建物、設備、その他の備品を破損又は持ち出さないこと。
 - ③ 喧嘩、口論又は暴行、暴言、脅迫、セクシャルハラスメント等により、他の入所者や職員等に迷惑を掛けないこと。
 - ④ 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
 - ⑤ 職員に対し、介護サービスの適正な提供を妨げるような、社会通念上相当な範囲を超える要求、または著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を行わないこと。
 - ⑥ その他、この規程及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- (2) 前項の規程に違反し、安全かつ適切な介護サービスの提供や職員の安全確保が困難であると認められる場合、事業者は入所者等に対し、行為の取りやめや改善を求める警告を行うことができる。
- (3) 前項の警告にもかかわらず改善が見られない場合、又は違反行為が著しく悪質であり、事業者との間の信頼関係が破綻したと明白に認められる場合は、事業者は介護サービスの提供を拒否、または利用契約を解除することができる。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム「憩いの丘」

説明者 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

身元引受人 住所

氏名 _____ 印 _____

続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき
入所者並びに入所申込またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。